

広告掲載契約書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、広告掲載契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 履行方法その他の契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書に特別に定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 4 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約に係る訴訟の提起及び調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（広告の作成及び掲載）

- 第2条 前条第1項の規定により掲載する広告の仕様及び内容は、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「広告掲載要綱」という。）、川崎市広告掲載基準（平成17年11月21日付17川財財第298号。以下「広告掲載基準」という。）、高津区総合案内板等への広告掲載ガイドライン（以下「広告掲載ガイドライン」という。）及び仕様書の内容を満たさなければならない。
- 2 乙は、広告を掲載する前に、広告掲載ガイドラインに基づき、広告主及び広告内容について甲の承認を得なければならず、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（広告に関する責任）

- 第3条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
- 2 乙が作成した広告に関する一切の責任は乙が負うものとし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

(契約期間)

第4条 広告掲載契約期間は、令和7年3月1日から令和10年3月31日までとする。
ただし、広告掲載に関わる準備等については、広告掲載期間前においても甲乙双方で協議し、対応するものとする。

(広告掲載料)

第5条 契約期間における広告掲載料の総額（契約金額）は、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇円）とする。

- 2 乙は、「納入通知額一覧表」において、納入通知額の各年度欄に記載する広告掲載料を、甲が定める期限までに、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 3 乙は、当初の年度分の広告掲載料にあつては契約期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の広告掲載料にあつては当該年度の4月30日までに、甲に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日にあたるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。
- 4 乙が第2条及び前項に規定する内容を履行しない場合には、甲は広告を掲載しないことができるものとする。
- 5 甲は、納入の期限までに乙が広告料を納付しないときは、遅延日数に応じ、広告料に川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第6条に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として乙から徴収するものとする。
- 6 乙が広告を作成しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
- 7 甲は、第18条第1項（第9号を除く。）及び第19条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、既納の広告掲載料を乙に返還しない。
- 8 甲は、第18条第1項第9号及び第2項並びに第20条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、この契約を解除した日の翌日以降分の既納の広告掲載料を乙に返還するものとする。

(契約保証金)

- 第6条 乙は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、契約金額の10分の1の額を甲の発行する納付書により、甲に納付しなければならない。
- 2 第18条第1項（第9号を除く。）及び第19条第1項の規定により本件契約が解除された場合、契約保証金は甲に帰属する。
 - 3 乙は、前項の規定により契約保証金を甲に帰属させたことに対して、一切の異議を申し立てることができない。

- 4 甲は、本件契約の終了後、乙による原状回復の履行を確認したときは、乙の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。ただし、第2項の規定により契約保証金が甲に帰属したときは、この限りでない。
- 5 前項の契約保証金には、利息を付さない。
- 6 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の規定に該当する場合、納付を免除する。

（充当の順序）

- 第7条 甲は、乙が納入した金額がその合計額に満たないときは、第5条第1項の広告料（弁済期が到来しているものに限る。）、第6条第1項の契約保証金又は第5条第6項の延滞金について、納入時における名目を問わず、延滞金、契約保証金、広告料の順に充当する。
- 2 乙は、甲が前項に基づき充当したことについて、一切の異議を申し立てることができない。

（広告掲載料の改定）

- 第8条 甲は、広告掲載につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認められるときは、乙に対し、広告掲載料の増額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第10条 乙は、契約履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（仕様書の変更）

- 第11条 甲は、必要があると認められるときは、仕様書の変更の内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは広告掲載料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（広告掲載料の変更の方法）

- 第12条 前条の規定による広告掲載料の変更については、契約締結時の価格を基礎と

して、甲と乙とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、広告掲載料を変更し、乙に通知するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第14条 乙は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(著作権等の使用)

第15条 乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 契約の履行及び掲載後の広告に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 天災等や甲の責によらないやむを得ない事由により、広告掲載が不可能となった場合は、甲はその責任を負わない。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 広告掲載料を、その納入期限後3月以上経過しても納めないとき。
- (2) 乙が広告掲載要綱、広告掲載基準及び広告掲載ガイドラインに規定する規制業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (5) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれのあると認められる相当の理由があり、そのことにより広告掲載料の支払いをすることができないと認められるとき。
 - (7) 乙が第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約に係る道路占用許可及び行政財産使用許可が取り消されたとき。
 - (9) 甲において、公用若しくは、公共用に供するため、この契約に係る道路占用許可及び行政財産使用許可が取り消されたとき。
- 2 甲は、契約の履行が完了しない間は、第1項に規定する場合を除くほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 第1項（第9号を除く。）及び第19条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、広告掲載料以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 甲は、第1項（第9号を除く。）の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を及ぼしたときでも、その損害を賠償しない。
- 5 第1項（第9号を除く。）及び第19条第1項の規定によりこの契約が解除された場合、違約金の額を超えて甲に損害が生じるときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 甲は、第1項第9号及び第2項並びに第20条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除の申し入れ）

- 第19条 乙は、やむを得ない事情がある場合は、甲に対して、書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。
- 2 前項の解除の申し入れは、広告掲載期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行われなければならない。
- 3 第1項の規定により本件契約の解除を乙が申し入れた場合、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に実施する仕様書に記載の広告掲載に関する入札に乙は参加できないこととする。

（乙の解除権）

- 第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

(1) 第11条の規定により仕様書を変更したため広告掲載料が3分の2以上増加したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(不当介入の排除)

第21条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第23条 この契約書に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年4月1日川崎市規則第28条）の定めるほか、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 川崎市

川崎市長

印

乙 〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇 〇〇

印

納入通知額一覧表

年度	納入通知額（円） （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額（円））
令和 6 年度	（ ）
令和 7 年度	（ ）
令和 8 年度	（ ）
令和 9 年度	（ ）
計	（ ）

※消費税法の改正があった場合は、適用となる消費税率により、消費税相当額を変更する。

個人情報 の 取扱いに 関する 情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第 1 条 この特記事項は、個人情報 の 取扱いを 伴う 事務事業 の 委託に ついて、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第 2 条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第 4 条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第 2 章 9（1）オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第17条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第18条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第19条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(参考様式)

年 月 日

川崎市長 様

住所（所在地）
商号（法人の場合は名称）
氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）

秘密保持等に関する誓約書
(個人情報の適切な取扱いに関する誓約書)

川崎市の個人情報を取り扱う事務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準など、その他の関連規定に従い、次の事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

- 1 個人情報は、業務目的外に利用しないこと。
- 2 個人情報は、川崎市が書面により承諾した内容を除き、契約の履行により知り得た情報を、第三者に提供しないこと。契約が終了又は解除された後、及び退職後も、同様とすること。
- 3 川崎市の指示により、個人情報の廃棄を要するときは、上記規定に従って、安全・適切に廃棄すること。

氏名	所属

(記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。)

以上

(参考様式)

年 月 日

川崎市長 様

住所（所在地）
商号（法人の場合は名称）
氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）

再委託の意向に関する届 兼 再委託承諾申請書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

「 (本委託業務名称) 」業務に係る再委託の意向について、次のとおり届けます。

(業務の再委託)
☐ なし ☐ ある (受託業務を再委託する場合は以下の申請が必要)

「 (本委託業務名称) 」業務に係る業務の一部を他の事業者へ委託することについて、以下のとおり申請します。なお、再委託に当たり、再委託先の個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な管理、監督を行い、自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させます。

再委託先名	住所 事業者名 代表者名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託者における安全性 及び信頼性を確保する対 策並びに委託者に対する 管理及び監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること。)
個人情報の適切な取扱い に関する関連資格の所持 等	

以上

(参考様式)

〇〇川〇〇第〇〇号
年 月 日

(契約の相手方) 様

川 崎 市 長

再委託承諾書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

〇〇年〇〇月〇日付で申請いただいた「-----本委託業務名称-----」業務に係る再委託について、以下の条件を付して承諾します。

再委託先名	住所 事業者名 代表者名
再委託の条件	・委託者は、再委託先に対して必要かつ適切な管理監督を実施するとともに、再委託先に自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させること。 ・再委託先における個人情報の取扱いの状況について、管理及び監督を行い、適宜本市に報告すること。
再委託して処理する内容として承諾するもの	
再委託先が取り扱う情報として承諾するもの	

担当 川崎市 局 部 課
電話 044-

以上